ダイキン PFAS 公害調停について

ダイキン PFAS 公害調停をすすめる会（準備会）・呼びかけ人一同
ダイキン PFAS 公害調停弁護団
弁護士 池田直樹　弁護士 望月康平　弁護士 村松昭夫　弁護士 小田耕平
弁護士 與語信也　弁護士 加苅　匠　弁護士 青木良和　弁護士 米田直人

２０２５年１０月２９日

このパンフレットは、ダイキン工業株式会社（以下「ダイキン工業」と略します）に対して、淀川製作所（大阪府摂津市）からの PFAS 汚染に関する公害調停の申請人になろうと考えていただいている方のために、申し立てようとする調停の詳細、前提事項や注意点、参加方法などについて説明させていただくためのものです。

以下の内容をよくお読みいただき、ご理解いただけた方は、「参加申込み方法」のとおりの手続をして申請人になっていただくようお願いします。

１．公害調停で要望・協議すること

１　**PFAS 汚染（※１）**や地盤沈下等、**ダイキン工業淀川製作所（※２）**に関する**既存の一切の環境調査・健康調査の資料**を開示してください。

例…PFAS に関する環境調査資料、PFAS の製造・使用・排出に関する資料、汚染対策前後の調査資料、ボーリング調査資料、地盤沈下の調査資料、従業員等（個人特定はしない）の PFAS 血中濃度検査・健康調査資料等

２　協議の上、**継続的な周辺環境調査**及び**継続的な周辺住民等（※３）の健康調査**を実施し、その情報（個人特定はしない）を開示してください。

例…継続的な PFAS 汚染調査（水質、地下水、土壌、大気、地盤沈下等）、継続的な PFAS 血液検査・医師の検診・疫学調査等

３　**住民、行政、学識経験者等が参加する協議会を設置**して、**汚染対策及び被害者補償の枠組み**を作ってください。

例…敷地外の地下水汚染、水質汚染、土壌汚染、地盤沈下、健康被害、経済的被害等の各問題に関する具体的な対策･補償を協議する枠組みづくり

（※１）「**PFAS**」（Per-and poly FluoroAlkyl Substances）とは、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称のことをいいます。有機フッ素化合物の一種です。その難分解性、高蓄積性、長距離移動性から**「永遠の化学物質」（forever chemical）**といわれています。

PFAS には１万種類以上の物質があるといわれており、その代表例が**「PFOA」（ペルフルオロオクタン酸）**、「PFOS」（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、「PFHxS」（ペルフルオロヘキサンスルホン酸です。これら３物質は人の身体への悪影響が指摘され、POPs 条約で廃絶の対象とされており、PCB 等と同様に各国で厳格な規制の対象になりつつあります。

（※２）ダイキン工業のホームページによれば、**ダイキン工業淀川製作所（大阪府摂津市）において、2012 年まで「PFOA」を製造・使用してきた**とのことです。摂津市の地下水から暫定指針値を上回る PFOA が検出されたこと等について、「当社の製品が原因の一つとの認識に立ち」、地下水の揚水・浄化、遮水壁の設置等の対策を行っているとのことです。

しかしながら、PFAS 汚染や地盤沈下等について、住民らに対して具体的な情報が全く開示されていません。

（※３）淀川製作所直近の地元住民だけでなく、淀川製作所から排出された PFAS（水質汚染、地下水汚染、大気汚染、土壌汚染）等による影響の可能性がある摂津市内外の方々を含みます。

注：上記内容は、すすめる会・弁護団での今後の検討・議論等により修正・変更する場合があります

―― 「公害調停」Q＆A ――

★ 申請人になることの意味は？

申請人になると、調停の手続に参加することができます（調停の手続は、非公開で行われ、申請人以外は手続の進行を知ることはできません）。どのような手続になるかは、調停委員会や相手方の姿勢次第というところもあります。

今回の調停は、事業者に対し、社会に対し、摂津市を中心にその周辺で PFAS 汚染による公害問題（人体、水、土壌の汚染等）が発生していることを前提に、その全貌を可能な限り明らかにし、住民らの参加のもとで、対策の立案と実行を迫るものです。多くの方が申請人となることにより、問題の重大性を、相手方や世間に訴えることができますので、ご家族やご近所の方にもお声掛けいただくほか、これからの未来を担う子供たちや未成年者の皆様もご参加ください。地域の方の声を、事業者に届けることが必要と考えています。一人でも多くの皆さまの参加をお待ちしています。

★ 公害調停とは？

公害調停とは、事業者（ダイキン工業）との話し合いによって、公害防止のための様々な措置を相手側に求めるための手続きです。

裁判との違いは、行政機関（大阪府公害審査会）に対して、申立てを行う点です。公害審査会の委員 3 人から構成される調停委員会が当事者の間に入って、両者の話合いを積極的にリードし、必要に応じ調査を行うなどして、双方の互譲の精神（互いに譲り合う）に基づく合意によって紛争の解決を図ります。

これまでの調停の活用事例としては、香川県・豊島（てしま）産廃事件（公害等調整委員会・東京）や能勢・豊能ダイオキシン公害調停（大阪府公害審査会）などがあります。公害調停の制度について、詳しくは、大阪府公害審査会の HP をご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/kogai/index.html

★ ダイキン工業淀川製作所からの PFAS 汚染の実態を明らかにするには？

今回、私たちが提案させていただくのは、被害者による対策や補償を求める裁判ではなく、ダイキン工業との話し合いを求める「公害調停」という方法です。ＰＦＡＳ汚染はまだまだ未解明のことが多く、法的規制も不十分です。ダイキン工業にとって「ふるさと」ともいうべき創業と発展の地である摂津から汚染が広まっているからこそ、グローバル企業としての責任に基づく、公正な解決を求めて，真摯に話し合いを求めることから始めませんか。

★ 申請人になることで負担はないの？

今回は弁護士が手続きを代理しますので、申請人になったからといって、手続（調停期日など）への参加が義務付けられることはありません。

また、公害調停は手続や書類が非公開ですので、申請人になっていただいても、調停関係者以外に氏名が一般に公表されることはありません。

２．申請人になるには

申請人になっていただける方

摂津市およびその近隣の市町村にお住いの方または摂津市に通学、通勤その他一定の頻度でダイキン工業淀川製作所及びその周辺に出入りされている方または過去にそのような事実があった方で、淀川製作所からの汚染を何らかの形で受け、受けたおそれがあり、または今後受けるおそれがあると考える方（年齢、性別、国籍は問いません[1]）。なお、淀川製作所からの PFAS 汚染との関連性の立証が極めて困難である場合、その他、本件公害調停の趣旨になじまないと弁護団が判断した場合には、申請人についてはお断りし、サポーターその他の形での支援をお願いする場合があります。

申請人になっていただくための手続

１．説明事項の確認

まず、５頁以下の「申請人となる方へのご説明」をよくお読みください。
お読みになった上、内容に同意いただいた方は、２．の手続きをお願いします。

２．参加手続

① 「委任状」および「参加申込書」への記入・郵送

同封の「委任状」にご住所・お名前を記入し２か所押印、また「参加申込書」（申請人の属性（被害状況等）がわかるようにアンケート(別紙)に必要事項を記入の上、これらを以下の送付先に郵送してください。

※ 未成年者の方の場合、「戸籍謄本」も同送いただくようお願いします。

※ ご家族やご友人なども申請人になられる場合には、「委任状」及び「参加申込書」をコピーしてご利用ください。

※ 郵送料は各自ご負担下さい。

ダイキン PFAS 公害調停をすすめる会(準備会)
〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 創建本町ビル 2階
大阪PFAS 汚染と健康を考える会 気付
TEL 06-6268-3970(代) FAX 06-6268-3977
携帯 090-8376-1215(長岡)

② 参加費２０００円の振り込み

現在､｢ダイキンPFAS公害調停をすすめる会｣名の振込口座を開設準備中です。口座開設前は、下記の仮の口座にお振込みいただくか、事務局に現金にてお支払い下さい。開設後は指定口座もしくは所定の振込票を用いて、参加費（※説明は後記のとおり）を振り込んで下さい。振込票には、お名前、ご住所を明記してください。

[1] 未成年者及び成年被後見人の方が申請人になる場合には、法定代理人が、代理で手続を行うことになります。その場合の委任状の様式については、末尾の記入例をご覧下さい。

（振込先）　三菱 UFJ 銀行
大阪営業部（店番005）
普通預金　0033756
「あすなろ法律事務所　弁護士　池田直樹　預り金口」

３．手続期限

１２月１５日までに**郵送（消印有効）もしくは手渡し、及び振込みの両方**をしていただいた方を、第１次の申請の申請人とさせていただきます。

３．申請人となる方へのご説明

締め切り後に郵送及び振込みをしていただいた方は、第２次申請（※現時点では２０２５年１２月中旬以降を予定）の申請人とさせていただきますので、ご了承下さい。

以下の説明事項への同意、委任状及び参加申込用紙への記入・郵送、参加費２０００円の振込みの完了をもって、申請人として登録させていただきます。

公害調停の進め方について

今回は、多数の方々が申請人となり、集団で申し立てる形の調停となります。調停については、以下の弁護士が申請人の皆様の代理人となり、申請及び公害調停の各種手続きを進めていきます。**申請人の皆様においては、申請人になっていただいたからといって、特に何らかのご負担が生じることはありません。**

調停における方針や主張内容、和解条項その他調停に関することの決定については、ダイキン PFAS 公害調停すすめる会（申請人団）の代表の方々と弁護団において議論しながら、申請人の皆様と環境のために最良と思われる方針を模索しながら進めてまいります。なお、**多数人での集団の申立になる関係上、一人一人の申請人の皆様の希望を必ずしも方針や意思決定に反映できない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。**

委任状に記載の下記弁護士で弁護団を構成し、申請人の皆様の代理人を務めます。
※令和７年１０月２５日現在。今後他の弁護士が加わる可能性があります。

弁護士 池田直樹　弁護士 望月康平　弁護士 村松昭夫　弁護士 小田耕平
弁護士 與語信也　弁護士 加苅　匠　弁護士 青木良和　弁護士 米田直人

（所属事務所や住所・連絡先等は委任状の記載をご確認下さい）

申請人の皆様へのご報告と議論の場について

申請人の皆様へは「ダイキン PFAS 公害調停をすすめる会」のウェブサイト及び「Ｅメール配信」などによって進捗状況をご報告させていただきます。ただし、公害調停は非公開の手続きのため、その性質上、ウェブサイトには掲載できない（＝一般公開できない）事項も出てまいります。それらの事項については、メール配信によるご連絡をさせていただきますので、**メールアドレスをお持ちの方は、必ずご登録いただくようお願いします**。なお、公害調停の経過により弁護士限りで情報提供されることがあり得ます。このような場合は申請人の皆様に弁護団が保有する全ての情報を提供できないことがあります。

※ Ｅメールを使用することができない方は、事務局までご相談下さい。

また、申請人の皆様に状況を報告し、皆様と調停の進め方について意見交換する場として「申請人集会」を定期的に開催予定ですので、是非ご参加下さい。

参加費用について

今回、公害調停を進めていくにあたり、弁護士費用・郵送費・印刷費・通信費（電話代）・会場費・人件費等、様々な費用がかかります。そのため、申請人になっていただく皆様には、参加費用として一人２０００円のご負担をお願いしています。多くの方に申請人になっていただくことにより、私たちの声を、事業者や行政、社会に伝えることができます。ぜひご家族の皆さまや近所の皆さまもお誘いください（**ご家族で申請人になられる場合には、一世帯あたり２０００円とさせていただきます**）。

一度振込みいただいた参加費用については、お返しはできません。調停の手続が終了した時点で、残金がある場合には、PFAS 公害への対策を進める活動に使用させていただきます。なお、会計報告はウェブサイト及びメールにてさせていただきます。

※ 上記の参加費用以外に調停会場や集会場所までの交通費以外に初年度に申請人の皆様に負担が生じることはありません。なお会計年度は、初年度は 2025 年 11 月１日～2026 年 12 月 31 日までとし、以後の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとさせていただきます。なお、次年度以降、年会費を徴収するかどうかは、申請人の総会にて協議したいと思います。

※ なお、上記の参加費用のほかに、調停に要する上記費用に充てるため、カンパを募っております。一口１０００円（何口でも可能）にて、上記口座へのお振込みの形で受け付けておりますので、詳しくは、ＨＰ（近く公開予定）をご覧ください。

弁護団からのご説明

※ 委任状に署名押印いただき、これをご送付いただくことにより、弁護団の弁護士が、この公害調停について委任を受け、委任状を送付いただいた方の申請代理人となります。<u>各弁護士が、皆様から委任を受けるにあたり、弁護団の弁護士に対して下記の事項について承諾いただく必要がありますの</u>で、よくお読み下さい。

【以下の事項に必ずご承諾下さい】

- 個人情報（氏名、住所、年齢、メールアドレス、電話番号など個人を特定できる情報）の取り扱いについては、公害調停の申請の目的および申請人への事務連絡など公害調停を進めるうえでの管理目的以外には使用いたしません。申請書の申請人欄の氏名・住所については公害審査会には提出しますが（よって被申請人ダイキン工業は申請人がどこの誰であるかを知ることができます）、一般公開はいたしません。
- PFAS の血中濃度など健康にかかわる情報、所有地にある井戸水や土壌の汚染情報、その他被害にかかわる情報については、公開情報である場合またはご本人の同意がある場合を除き、匿名化はいたしますが、被害の実情を伝える必要から、公開する場合があります。相手方または公的機関への情報提供以外の一切の非開示を希望される場合にはあらかじめ情報提供時にその旨明示をお願いいたします。
- 本件は、PFAS 公害の汚染の実態を明らかにし、対策を立案して、地域住民の健康と地域環境を守るための、多数の方々による集団の公害調停申立てとなります。そのため、皆様から弁護団の弁護士に対する委任事項については広範にならざるを得ず、委任にあたって、申請の変更・取下げ、調停案の受諾・拒否、代理人の選任及び代表当事者の選定を含む一切の行為をする権限を統一的に授与していただく形となります。
- 多数人による集団の調停申立となる関係上、調停の進め方や主張内容、調停案の受諾に至るまで、**調停に関する事項一切については、ダイキン PFAS 公害調停をすすめる会（申請人団）の代表の方々と協議の上で、申請人全体の利益及び環境保護のため相当な方針を検討し、弁護団において最終的な決定をさせていただきます**。そのため、**個々の申請人の方々の希望を反映できない場合、希望と異なる決定をせざるを得ない場合があります**。

  ただし、重要な意思決定に際しては申請人集会を開催します。その際の全体での決定方針にご賛同頂けない場合は、個別に申請を取下げていただくことも可能ですし、弁護団弁護士との委任契約の終了により個人で（代理人なしでも続けられます）調停を続行することも可能です（ただし調停委員会や相手方が個別協議に応じることは保証できません）。なお、その場合も既払の費用は返還できません。
- 本件は、ダイキン工業を相手方とする事件になりますので、同社側の関係者の方からは原則として依頼を受けることができません。申請人になろうとする方・申請人になった方（「申請人等」といいます）が、同社側の関係者であると判明した場合、その他**委任を受けることが適切でないと弁護団において判断したときは、当該申請人等の代理人を辞任させていただく場合があります**。
- 弁護団の弁護士から直接ご連絡し、委任の意思等について確認させていただく場合があります。
- 公害調停の進捗状況については、前記のとおり、ＨＰ及びメール配信にてご報告させていただきます。集団事件であるため個別の電話、個別メール、郵送の書面等での報告は原則として致しません。
- 本件が環境を守るための集団での申立てとなる関係上、弁護団の弁護士またはその所属法律事務所が、本件とは関係のない別の法的紛争について、個々の申請人の方々と利益が相反する事件を受任し、または受任している場合があります。そのような潜在的利益相反があってもそれぞれの事件の委任を継続することに同意していただけない場合には本件を受任できず本調停団にはご参加いただけません。にも拘わらず、委任を頂いた場合には、利益相反についての同意があったものとみなします。なお、弁護団の一員と直接の利害相反がある場合には、当該弁護士のみその当事者からの委任については受任せず、あるいは辞任することができますが、その弁護士が弁護団の一員として共同で事件を進めることについては同意があるものとみなします。

４．お問い合わせ先など

この公害調停の呼びかけ人は、以下のとおりです。公害調停の事務局は、以下に置きます。

参加申込手続や調停に関する一般的なお問い合わせは、以下の事務局までお願いします。

ダイキン PFAS 公害調停をすすめる会(準備会)
〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 創建本町ビル 2階
大阪PFAS 汚染と健康を考える会 気付
TEL 06-6268-3970(代) FAX 06-6268-3977
携帯 090-8376-1215(長岡)

本会は、地域環境の保全に関心がある全ての方々と協働するため、政治的中立性を維持しながら活動しています。

【公害調停呼びかけ人】(2025 年 10 月 15 日現在)

＊和田壮平　摂津市一津屋在住

＊清水信行　摂津市一津屋在住

＊遠山明文　くじら橋・瑞光寺住職

＊大島民旗　相川診療所所長・摂津市在住

今後、追加予定

【委任状の記入方法】

ここに捨印をお願いします。

年 ~~月~~ ~~日~~

日付は記入しないで下さい。

委　任　状

大阪府公害審査会　御中

申請人

住　所　大阪府摂津市西一津屋●丁目●番●号

氏　名　大 阪 一 郎

ご住所、お名前を手書きで記入してください。

ここに押印してください。
（認印で構いません）

未成年者の場合

ご両親ともに押印して下さい。
※親権者がお一人の場合は、親権者お一人（お父様またはお母様）の押印をお願いします。
※親権者がお二人の場合は、お父様・お母様別々の印鑑（何でも構いません）で押印してください。

委

大阪府公害審査会　御中

申請人

住　所　大阪府摂津市西一津屋●丁目●番●号

氏　名　大 阪 太 郎

法定代理人親権者父　大阪　太一

法定代理人親権者母　大阪　花子

申請人となる未成年者ご本人の氏名

未成年者の方が申請人になる場合は、申請人となる未成年者の方の「戸籍謄本」を取得いただき、委任状・参加申込書に同封してください。

「法定代理人親権者父」としてお父様のご署名、「法定代理人親権者母」としてお母様のご署名
※親権者がお一人の場合は、親権者お一人（お父様またはお母様）の署名をお願いします。
※親権者がお二人の場合は、それぞれが署名してください（代筆は避けてください）。